

# 一般社団法人 京都地域密着型サービス事業所協議会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 京都地域密着型サービス事業所協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の事務所は、京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1ひと・まち交流館 京都に置く。

第3条 (公告の方法)

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、高齢化が急速に進行する社会のなかで、京都の地域密着型サービス事業所が、相互の情報交換や連携を密にするとともに、サービスを提供する職員の資質の向上を図ることにより、全ての高齢者が住み慣れた地域のなかで安心して住み続けることができるよう、尊厳ある個別ケアの推進と地域福祉の増進に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 介護保険法による地域密着型サービス事業の基本方針に基づく事業実施のための研修
- (2) 地域密着型サービスにおけるケアの向上及び運営等に関する相談・研修・講座
- (3) 地域密着型サービスに関する情報収集及び情報提供
- (4) 地域密着型サービスに関する調査・研究
- (5) 地域密着型サービスへの理解を深め、協力を得るための啓発・広報活動
- (6) 地域密着型サービス事業所及び職員間の交流及び親睦に関すること
- (7) 地域密着型サービスを充実させるため、地域その他の関係機関・団体との連携及び連絡調整に関する事業
- (8) 地域密着型サービス事業所のネットワークに関すること
- (9) 地域密着型サービスの発展のための施策提案
- (10) その他この法人が目的を達成するために必要な事業

現行の定款に相違ありません。

一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会  
代表理事 奥本 喜裕

### 第3章 会 員

#### (会員種別)

第5条 この法人の会員は、次の種類とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (1) 正会員

京都市内に所在する以下の地域密着型サービス事業所の管理者等を正会員とする。

- ① 小規模多機能型居宅介護支援事業
- ② 看護小規模多機能型居宅介護事業
- ③ 地域密着型介護老人福祉施設
- ④ 認知症対応型共同生活介護事業
- ⑤ 夜間対応型訪問介護事業
- ⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
- ⑦ 認知症対応型通所介護事業
- ⑧ 地域密着型通所介護事業
- ⑨ 地域密着型特定介護施設

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体を賛助会員とする。

#### (入 会)

第6条 本会への入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。なお、入会日は承認された理事会の開催日とする。

#### (会 費)

第7条 正会員は、総会において定めるところの会費規程により、会費を納入しなければならない。また、賛助会員は、総会で定めるところの会費規程により、会費を納めるものとする。

#### (任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該事業所会員の事業を廃止したとき。
- (3) その他法令で定められた事由が生じたとき

#### 第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。尚、会員総会は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開催)

第12条 会員総会は、定時会員総会として毎年2回開催する他、理事会が必要と認めた場合臨時総会を開催する。

(招集)

第13条 会員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2. 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対して会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。なお、請求する会員総会の目的は、第15条の決議事項でなければならない。

(議長)

第14条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(権限)

第15条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款及び各規程類の改廃に関すること。

- (2) 理事及び監事の選任及び解任に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 他団体への加盟及び脱退に関すること。
- (5) 会員の除名に関すること。
- (6) 解散及び残余財産処分に関すること。
- (7) その他理事会が必要と認めたもの、並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款で定められたもの。

(成 立)

第 16 条 会員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席で成立する。

- 2. 正会員が会員総会にやむを得ず出席できない場合は、予め通知された事項につき、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、当該正会員は出席したものとみなす。

(決 議)

第 17 条 会員総会における議事の議決は、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 各正会員は 1 個の議決権を有する。
- 3. 役員を選任は、候補毎に議決を行うものとする。
- 4. 前 1 項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産処分
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 会員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名押印を行う。なお議事録署名人は、議長が指名する。

## 第5章 役員

### (役員設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上11名以下

(2) 監事 2名

(3) 顧問 若干名

2. この法人の理事は、この法人の正会員、医療・福祉関係団体等から推薦された者並びに会長が推薦した者のなかから選任する。

3. この法人の監事は、この法人の正会員、医療・福祉関係団体等から推薦された者並びに会長が推薦した者のなかから選任する。

4. 理事のうち1名を会長、若干名を副会長とする。

5. 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

6. 顧問は正副会長経験者から選任する。

### (役員選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2. 会長は、理事会において選任する。

3. 副会長は会長が推薦し、理事会で選任する。

4. 顧問は会長が推薦し、理事会で選任する。

5. 役員選任手続きに関する詳細は別途この法人の規定により定めるものとする。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代理する。

4. 会長は、3月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(顧問の職務及び権限)

第 23 条 顧問は、理事の職務執行にあたり助言や情報提供を行うとともに、理事会の決定により、他団体からの推薦依頼による委員等を務めることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後の 4 月 1 日から、翌々年の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後の 4 月 1 日から、翌々年の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 年度途中で新たに選任された理事の任期は、他の理事の任期が満了する時までとする。
5. 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任・辞任)

第 25 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

2. 役員において会員でなくなった場合及びその他一身上の都合で辞任する場合は、辞任届を提出し、会長あてに提出する。

(報酬等)

第 26 条 理事、監事並びに顧問は、無報酬とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長並びに顧問の選任及び解職
- (4) その他法令で定められた事項

(招 集)

第 29 条 理事会は、会長が招集し、会長に事故あるときは副会長が招集する。

(決 議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名し、または記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度開始前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算報告)

第 34 条 この法人の事業報告、決算報告については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けるものとする。その後理事会の決議を経るとともに、会員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表、損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項で承認を受けた書類、定款及び会員名簿は事務局において保管し、会員から請求があった場合には閲覧に供する。

(経費)

第35条 この法人の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入を充てる。

2. 前項の規定による会費の基準年度は、別に定める。

(剰余金等の分配)

第36条 この法人の会員は、剰余金並びに剰余財産の分配を受けることはない。

(剰余財産の帰属)

第37条 この法人が解散（又は合併）した場合の剰余財産は、京都市に寄贈するものとする。

(法令準拠)

第38条 この定款にない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

附 則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成26年5月27日の定時会員総会の決議の日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成31年4月1日から施行する。